

小規模事業場に対するメンタルヘルス対策支援等のあり方

1 地域産業保健センターの業務と活動状況

(1) 地域産業保健センターの業務と従事者

地域産業保健センターは、健康相談窓口の開設、個別訪問による産業保健指導等の業務を行っている。地域産業保健センターの業務に従事する医師は、労働安全衛生法第13条第2項に規定する産業医の要件を備えた者を求めている。必要に応じ、産業保健に関する研修を受講した精神科医等に対し協力を求めることとしている。

また、業務従事者として医師とともに保健師等が位置付けられており、特に労働衛生に関する知見を有していることが望ましいこととされている。健康相談には医師が対応することとしているが、センターの事情に応じて、医師の指示の下に保健師のみによる対応も可能としており、メンタルヘルスに関する健康相談窓口業務にあつては、医師のほかメンタルヘルスに関する知見を有する保健師等の活用を図ることとしている。

(2) 地域産業保健センターの活動状況

平成20年度は、地域産業保健センターの健康相談窓口は80,911人の利用があつたが、相談内容のうち、大部分が「健康診断結果に基づく保健指導に関する事項」「健康診断結果有所見者に対する就業上の措置に関する事項」等定期健康診断に関連する内容であつた。しかしながら、平成17年労働安全衛生基本調査によれば、10～49人の小規模事業場における健康診断結果に基づく医師の意見聴取については、健康診断を実施した事業場のうち、約3割の事業場での実施にとどまっております、地域産業保健センターの一層の活用が期待される。

また、平成20年度、地域産業保健センターの健康相談窓口業務に従事した医師は、7,903人であつたが、保健師は208人とどまっている。

2 地域産業保健センターの体制の拡充・強化

メンタルヘルス対策の新たな枠組みにおいて、メンタルヘルス不調者への対応等、課題のある事業場への指導業務に対応できる体制づくりが必要であるが、地域産業保健センターの現状では十分に対応できる体制にあるとは言い難い。メンタルヘルス対

策への対応のためには、メンタルヘルスに対応できる医師及び保健師のほか、様々な専門職が連携して対応することが必要である。

(1) メンタルヘルスに対応できる医師の確保

現在、国の事業として、メンタルヘルス対策の推進のため、産業医に対するメンタルヘルスに関する研修や精神科医等に対する産業保健に関する研修が実施されている。今後、これらの研修を一層促進し、産業保健並びにメンタルヘルスに対応できる医師の確保を図る必要がある。

また、地域の医療機関の精神科の医師等、メンタルヘルスに対応できる医師に対して、地域産業保健センターの業務への協力を得ていくことを進める必要がある。

(2) 医師と保健師等との連携

前述のとおり、メンタルヘルス対策への対応のためには、メンタルヘルスに対応できる医師のほか、医師が効率的な業務を行うため、様々な職種の専門家が連携して対応することが必要である。特に、産業保健領域における保健師の主要な業務としては、健康相談、保健指導、健康相談と事後措置とともにメンタルヘルス対策があげられる。労働者にとっての身近な相談窓口であり、適宜医師による面接につなぐとともに、集団解析による課題の明確化、メンタルヘルス対策のシステムづくりなど、医師の指導及び連携のもとメンタルヘルスに対応できる保健師の役割は重要である。

(3) 保健師の育成・確保

保健師は身近な専門職として、労働者が気軽に相談できる窓口となり、メンタルヘルスに問題を抱える労働者にきめ細やかに対応し、産業医につなぐとともに、人事・労務担当部署との連携を図り、問題解決に繋げていくことが期待できる。また、一次予防から三次予防まで包括的な支援やポピュレーションアプローチにより職場の風土や環境へのアプローチが期待できる。さらに、労働者だけでなく家族支援など、地域・職域の連携を担うことも可能であることから、今後は地域産業保健センターにおける保健師の確保を図るとともに、その活用が図れる仕組みをつくる必要がある。

平成19年度以降、毎年1万人以上が保健師国家試験に合格している。保健師のうち産業を活動領域とする保健師は増加傾向にあるものの約6%(*)にとどまっており、さらなる活用が望まれる。

保健師養成教育の中で産業保健領域に関する教育は十分に行われているとはいえないことから今後その強化が望まれる。また、社団法人日本看護協会や日本産業衛生学会等により産業保健領域の保健師に対する新任及び現任教育が行われているものの十分ではなく、教育体制の構築・整備や計画的な人材育成が急務である。

* 「保健師の活動基盤に関する基礎調査」厚生労働省平成21年度先駆的保健活動交流促進事業 社団法人日本看護協会

3 地域産業保健センターの活用の促進

地域産業保健センターは、国の委託事業として、都道府県医師会等の受託により、小規模事業場に対する産業保健サービスの提供を行っているが、現在は、地域によって、その活動状況は様々である。今後、産業医の機能を果たす外部専門機関がその実績を地域産業保健センター事業の充実・強化に活用することにより、小規模事業場に対する産業保健サービスの充実も期待できるものである。

地域産業保健センター事業の活用促進、活動の充実のためには、その機能の充実とともに、様々な取組により事業の周知・啓発を促進する必要がある。また、サテライト方式（地域医療機関における健康相談窓口の設置）の一層の推進とともに、コーディネーターの役割が重要であることを踏まえ、コーディネーターが活動しやすい仕組みとする必要がある。

さらに、メンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な推進を図るため、「都道府県産業保健推進センター」、「地域産業保健センター」及び「メンタルヘルス対策支援センター」がその有機的な連携を図ることが必要である。特に、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場復帰支援に当たっては、事業者、地域産業保健センターの医師、主治医等のネットワークの形成及び強化が必要である。

4 地域保健との連携

地域保健、職域保健では提供している保健サービスには共通したものがある。職域には、メンタルヘルス、過重労働など多くの健康課題があり、特に小規模事業所における産業保健サービスの提供に大きな問題がある。地域保健、職域保健それぞれで蓄積した方策を互いに提供し合い、連携した対策を講じる必要がある。地域保健と職域保健の連携により、それぞれが有している健康教育、健康相談の機能や健康情報等を共有し、より効果的、効率的な保健事業を展開することができる。

地域・職域連携推進協議会の設置については、地域保健法第4条に基づく基本指針及

び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

地域・職域連携のメリットとして、

地域保健情報に、職域保健情報を加えて検討することにより、地域全体の健康課題がより明確となる

生涯を通じた継続的な健康支援を提供することができる

生活の場である地域を核として、就業者を含めた家族の健康管理を、家族単位で共通の考え方に沿って指導ができることにより、保健指導の効果を上げることができる

ことなどがあげられる。

現在、都道府県単位で47、二次医療圏単位で300以上の地域・職域連携推進協議会が設置されており、地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査・意識調査等）、健康づくりに関する事業（健康教育、健康相談等）、全体企画としての事業（フォーラム、健康情報マップ、ポスター作成等）、関係者の資質の向上に関する事業（マニュアル作成・研修会）などの連携事業が実施されている。

今後、メンタルヘルス対策の新たな枠組みにおいて、メンタルヘルス不調者への対応のため、地域産業保健センターへの需要が増加することが想定されるが、必要に応じて、地域保健につなぐなど、地域保健と産業保健の継ぎ目のない連携が必要である。その場合、保健所等の地域保健の仕組みにおける健康支援情報について、事業者が労働者に情報提供するなどの対応も必要である。また、休職中や離職した労働者、その家族に対しても、本人の了解のもとに事業場から地域産業保健センターや保健所等に情報が提供され、地域において健康相談や家庭訪問等の支援を行うことも必要である。

地域・職域の連携のために、地域・職域連携推進協議会の中で、お互いの情報を交換し、理解し合う場を持ち、互いの知恵を出し合い、課題を明確にし、より効果的、効率的な活動を展開していくことが必要である。